

五監公告第5号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月13日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

市民課（地域振興課の市民課に属する業務を含む）

3. 監査の期間

平成31年1月30日～平成31年2月21日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
各種委託契約事務や住民基本台帳等の事務処理において、記載内容の不備や整合性のとれていない事例が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	書類に不備や不整合が無いように、各規則や規定をもう一度見直し確認するよう周知いたしました。今後は同様の事例を生じさせないように注意し、適正な事務処理に努めてまいります。